第39回
ナショナル・トラスト全国大会

National Trust Conference

生きものとトラストのすすめ

2021 12/18(土)

後援 | 環境省、日本ビオトープ管理士会
協賛 | (株) 竹中工務店、三井住友信託銀行 (株)

YouTube オンライン開催

報告書

公益社団法人
日本ナショナル・トラスト協会
The Association of National Trusts in Japan

「ナショナル・トラスト全国大会」は、ナショナル・トラスト活動を広く知っていただくとともに、トラスト団体や支援者の皆さまとの交流を図るため、毎年開催しています。

今回は、生物多様性条約の第15回締約国会議を念頭に、野生の生きものとその生息地を守り取り戻す「生きものトラスト」にフォーカスする内容としました。

新型コロナ対策のため、残念ながら前回同様YouTubeでの開催となりましたが、時間や場所を選ばないという特性上、多くの方にご視聴いただくことができました。

全国大会はパートごとに別個の動画になっており、それらが集まって全編120分となっています。再生リストにアクセスしていただくと、最初の動画が再生され、順次、その後に続くものが再生されていきます。画面右側に表示されるリストから、見たいパートを選んでご覧いただくこともできます。

YouTube

プログラム

－開会－

動画1　**開会のあいさつ**
(公社)日本ナショナル・トラスト協会 会長 池谷奉文

来賓のあいさつ
環境省 自然環境局長 奥田直久様

動画2　**はじめに**

－第1幕－

これからのトラスト活動に関わる日本の動き・世界の動き

動画3　インタビュー① 環境省 自然環境局長 奥田直久様

動画4　インタビュー② 三井住友信託銀行(株)
フェロー役員 兼 チーフ・サステナビリティ・オフィサー
金井司様

－第2幕－

生物多様性を守る・取り戻す「生きものトラスト」

動画5　インタビュー③ (公財)日本野鳥の会 自然保護室長
施設運営支援室長代理 田尻浩伸様

動画6　インタビュー④ 認定NPO法人阿蘇花野協会
専務理事 瀬井純雄様

ナショナル・トラスト活動助成団体から

動画7　報告① NPO法人はとやま環境フォーラム
報告② 認定NPO法人宍塚の自然と歴史の会

－閉会－

動画8　**閉会のあいさつ**
(公社)日本ナショナル・トラスト協会 副会長 漆畑信昭

動画9　**主催、後援、協賛**（年度内限定公開）

開会のあいさつ

（公社）日本ナショナル・トラスト協会
会長　池谷奉文

本来であれば、この全国大会は皆さんと顔を合わせて行いたかったのですが、新型コロナの状況を踏まえ、オンラインで開催をさせていただきました。

さて、当協会では、現在、全国に56か所のトラスト地を有しております。皆さまのご協力で総面積が1,743haと、かなりの広さになりました。

そうした中で、今年はたいへん嬉しいニュースがありました。7月に、ユネスコ世界遺産委員会が日本の奄美大島、徳之島と沖縄本島の北部、そして西表島を世界自然遺産に登録しました。その中でも、奄美大島には当協会のトラスト地が約100haほどあり、アマミノクロウサギやルリカケスなど、とても貴重な野生生物の生息地をたくさん守っています。この活動が、今回の登録に大きく寄与することができたことを誇りに思います。これも皆さまのご支援の賜物でございます。本当に、深く感謝しています。

コロナの関係で1年半、トラスト活動も停滞気味でしたが、これからはウィズコロナの時代になっていくことを見据え、幅広い活動を活発にしていきたいと思っています。

全国にはまだまだ買いたい・守りたい自然が多くあります。皆さまのご支援を得ながら自然と共存する美しい日本へ向けて頑張っていきたいと思っています。

来賓のあいさつ

環境省 自然環境局長
奥田直久 様

本日の全国大会のテーマは、「『生きものトラスト』のすすめ」であると伺っております。現在、愛知目標の後継となる新しい世界目標、「ポスト2020生物多様性枠組み」の検討が進められています。来年春のCOP15（生物多様性条約第15回締約国会議）第2部において、この新たな世界目標の採択が期待される一方で、すでに2021年6月に開催された主要7か国首脳会議では、2030年までに生物多様性の損失を食い止め反転させることを目標に、同年までに世界の陸と海の30%を保全・保護する「30by30（サーティー・バイ・サーティー）」が約束されました。わが国としては、民間の取組等と連携した新たな枠組みを通じて、これを実現し、生物多様性の保全を図ることとしています。ナショナル・トラスト活動は、まさに30by30の達成に向けた取組のモデルケースの一つになるものと考えています。

一方で、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）といった、企業が生物多様性に配慮することの情報開示を求める国際的な議論が始まるなど、まさに今、生物多様性をめぐって大きなうねりが起きていると感じています。本日は金融業界やナショナル・トラスト活動団体の皆様のお話を伺いながら、こうした大きな流れに乗るため、本大会にご参加の皆さまと見解を深めることができればと思います。

YouTube
こちらから両あいさつ動画をご覧いただけます。

＊本誌文中の「今年」は2021年、「来年」は2022年を指します。以下同様。

これからのトラスト活動に関わる日本の動き・世界の動き

インタビュー①

環境省 自然環境局長
奥田直久 様

まずは環境省から見たナショナル・トラスト活動の役割や期待することについて、世界の動きを踏まえて伺いました。

先進国の首脳間では次の世界目標として、陸と海の30%以上を保全する「30by30(サーティーバイサーティー)」を取り入れることが検討されています。環境省はこれまで国立公園や鳥獣保護区等の法的な保護地域を増やしてきましたが、今後はOECM※1により、トラスト地のほか、社寺林や企業が持つ土地など、民間の取組等によって生物多様性保全が図られている土地の管理を促していくことが重要になってくるそうです。

OECMとして認定する仕組みの進め方については、次のCOP15第2部までには大枠を検討したいと考えているそうで、認定のインセンティブをもたらす取組についても、モデル的な地域の認定を通じて検討していくそうです。ナショナル・トラスト活動のように、地域に関わる一人ひとりの想いが地域や国を動かすうねりとなって、多くの人たちの関心や参画を促すきっかけになればいいと願われていました。

また、国内での動きについて、過去からの変化も踏まえて伺いました。2002年に策定された「新・生物多様性国家戦略」では、自然再生の考えが取り込まれましたが、それは転換点であったと捉えているそうです。生物多様性だけではなく、過疎や貧困の問題など、総合的な視点で様々な社会的問題を考えていかなければ世の中は変わりません。例えば、トラスト活動を支援して生物多様性に寄与するなど、社会に貢献することが企業の生き残りのポイントになるような世の中を作れるかも、今後の大きなテーマになってくるとのことです。

※1 Other Effective area-based Conservation Measures:保護地域以外で生物多様性保全に資する地域。

こちらから実際のインタビュー動画をご覧いただけます。

YouTube

金融業界の近年の変化について伺いました。

気候変動に関してはTCFD※1がもはやスタンダードになりましたが、生物多様性については2010年のCOP10の頃から徐々に動きが見え始め、2021年、TNFD※2がスタートしました。気候変動の次に主流化するのは生物多様性だという見方は世界のトレンドとして明確で、ここ1、2年のヨーロッパの動きを見ても、生物多様性に関して莫大な資金が動いており、今後いっそう拡大していくものと感じているそうです。Rio+20で金融業界は「自然資本」という考え方を打ち出し、水や空気、生態系なども企業にとって重要な資本であるとみなされるようになりました。それが今、さらに突き進められ、「生物多様性」の保全と再生が主流になりつつあります。

ところで、信託銀行だけに、ナショナル・トラスト活動についてどう捉えらているのかも伺ってみました。そもそもトラストとは、日本語では信託や信頼と言われます。信託は、目的のために財産を預ける「委託者」、委託を受けて管理運用する「受託者」、それにより生じた利益を得る「受益者」の三者から成りますが、トラスト活動においては委託者が「市民」、受託者が「トラスト団体」、受益者が「未来の子どもたち」ということになります。つまり、人類の大切な財産を将来世代に引き継いでいくために受託されたのがトラスト団体であって、トラスト活動には非常に価値を感じるとのことでした。

また、土地を取得した後は運営資金をどうするかが問題になりますが、欧米では維持管理のための金融スキームが開発されているそうです。日本においても、自然の価値を経済的な視点も含めて可視化することで、投資を呼び込めるのではないかとお考えでした。

インタビュー②

三井住友信託銀行(株)
フェロー役員 兼
チーフ・サステナビリティ・オフィサー
金井司 様

※1 Task Force on Climate-related Financial Disclosures:
気候関連財務情報開示タスクフォース。
※2 Task Force for Nature-related Financial Disclosures:
自然関連財務開示タスクフォース。

YouTube

こちらから実際のインタビュー動画をご覧いただけます。

生物多様性を守る・取り戻す「生きものトラスト」

インタビュー③

(公財)日本野鳥の会 自然保護室長
施設運営支援室長代理
田尻浩伸 様

日本野鳥の会では、土地の買い取りや協定による「野鳥保護区」の設置に取り組んでいます。まずはその歴史と内容について伺いました。

1985年に会員から私有地を寄贈されたのをきっかけに、土地の取得を全国で展開する中で、道東を中心としたタンチョウの野鳥保護区は古くから設置・増設されてきています。この取組を通じて、厚岸町の野鳥保護区が国定公園に編入されたことで、開発の防止や観光による地元経済への貢献など、大きな成果が得られたとのことです。

しかし活動には税金という課題があります。とくに譲渡所得税※1が土地の寄付者にかかってしまうことを挙げられました。より寄付しやすい環境になるよう、今後も声高に制度の改正を求めていきたいとのことでした。

ファンの多いタンチョウなどの野鳥が対象になると注目されやすく、寄付も集めやすくなる一方、寄付者には土地取得後の維持管理にも費用が必要であることを理解いただきたいとのことでした。生息地としての環境を維持していくには、そのための管理の手間と費用が必要なのです。これは多くのトラスト団体が直面している課題ではないでしょうか。

また、企業の参画については、従来よく見られた植林やごみ拾いにとどまらず、土地の利用に関する大掛かりなものから生きもののための環境管理の作業まで、内容も多岐にわたり、大企業から地域の企業まで様々な規模の企業の参加が増えていくのではないかと予想されていました。

※1 土地などの資産を譲渡した際に課される税。

こちらから実際のインタビュー動画をご覧いただけます。

YouTube

阿蘇で草原を守る活動をされている瀬井様に、まずは活動の経緯を教えていただきました。きっかけは地元のテレビ局の取材だったそうです。そこにアドバイザーとして参加する中で、ここにしかない希少な植物をはじめ、阿蘇の野の花や草原が失われていくことへの危機感が募り、番組のスタッフの方々とNPO法人を立ち上げました。同時に土地の購入を始め、助成金を活用して所有地を広げるなどの活動を行ってきました。阿蘇の草原は、氷河期の生き残りの植物が存在し、野焼きや草刈りによって維持されてきた、世界でもここにしかない自然です。高齢化や過疎化などで手入れがされなくなるとすぐに植生の遷移が進み、環境が変わって草原の植物も失われてしまいます。本来なら国や自治体が土地を買い取って守っていくことが望ましいのですが、限界があり、阿蘇花野協会のようなNPO・NGOがその役割を担っているという現状があります。

土地を取得した後のご苦労についても伺いました。やはり土地の維持管理にはとてつもない労力や資金が必要で、ボランティアの支えや助成金の活用などで切り抜けてこられたそうです。野草を守るために取得した土地が、国の生息地等保護区※1に指定されているにもかかわらず、自治体による固定資産税※2の減免は叶いませんでした。

また、長年にわたり活動を持続することはとても大変なことで、特に人材の確保や育成が課題になっており、良い解決方法を見出したいとのことでした。

インタビュー④

認定NPO法人阿蘇花野協会
専務理事 瀬井純雄 様

※1 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づいて、希少野生動植物種の生息・生息地の保護のため、環境大臣によって指定された地域。

※2 土地などの固定資産の所有者に対し、その固定資産が所在する市町村が課税する税金。

YouTube

こちらから実際のインタビュー動画をご覧いただけます。

ナショナル・トラスト活動助成団体から

NPO法人 はとやま環境フォーラム

埼玉県鳩山町の里山「熊井の森」(約100ha)を中心に活動する「NPO法人はとやま環境フォーラム」は、地域の良好な自然・生活環境の保全に寄与することを目的に環境保全活動に取り組んでいます。

「熊井の森」には、環境省・県が特定植物群落に指定するモミ群落のほか、絶滅が危惧される多くの動植物が生息しています。メガソーラーなどによる開発を防ぐためトラスト活動も開始し、この助成金を活用しながらこれまでに約1.5haの土地を取得しています。依然としてメガソーラー事業者から地権者への働きかけが多い中、地権者や町民に「熊井の森」の自然の価値を知ってもらえるよう、取り組んでいます。

認定NPO法人 宍塚の自然と歴史の会

「認定NPO法人宍塚の自然と歴史の会」は、茨城県土浦市とつくば市の市境に位置する「宍塚の里山」(つくば市側含め約200ha)を管理しています。

大部分が民有地であるこの里地では、土地所有者の情報を収集するため、2019年度にこの助成金を活用して登記情報の確認などを行い、土地の取得につながりました。農業用のため池や周辺の雑木林と一体となった豊かな自然の中で、観察会や地域の子ども向けの体験・学習イベント等を行う一方、歴史的な調査も行っています。会のメンバーで行う保全活動以外にも、地元の農家の方との協働作業にも取り組んでいます。

豊かな自然と歴史的遺産に恵まれた里山を保全・活用し、将来の世代に伝えていくために今後も活動を発展させていきたいと思っています。

YouTube

こちらから両団体が作成した動画をご覧いただけます。

ナショナル・トラスト活動助成とは

左記の団体は、(公財)自然保護助成基金が資金を提供し、当協会が窓口となっている「ナショナル・トラスト活動助成」をご活用いただきました。この助成は、自然を未来の子どもたちに残していく地域のナショナル・トラスト活動を支援するもので、土地の購入費を対象にしている全国でも例のない助成制度です。1団体1案件につき最長5年、800万円を限度として、法人格をもつ団体を対象に助成が行われます。2005年の制度創設以来、下図にある14の団体に総額約9千万円の助成を行ってきました。ぜひ多くの団体にこの助成制度をご活用いただきたいと思います。

次年度の募集要項などは2022年4月ごろ、当協会のウェブサイトでお知らせします。

日本は温帯に位置し、四季の移ろいがはっきりしています。そのため、各地域にはいろいろな生物たちが生息しており、その生息地を後世に残さんがために、私たちはトラスト運動を展開しています。

いま、地球温暖化が大きな問題になっています。これを防ぐために、化石燃料から生じる温室効果ガスの削減に真剣に取り組んでいかなければ、生物に大きなダメージを与え、生物多様性の保全は非常に厳しい状況になってきます。地球温暖化は、人間の為せるものです。私たちはこれに対して、責任を感じて対応していかなければならないのではないかと思います。

今年もまたコロナ禍のため、対面による全国大会が中止になり残念です。来期こそは一堂に会して開催できればと思っています。

閉会のあいさつ

(公社)日本ナショナル・トラスト協会
副会長　漆畑信昭

こちらからあいさつ動画をご覧いただけます。

YouTube

協会の生きものトラスト

私たちの協会は全国に計56か所、1,743haのトラスト地を所有していますが、そのなかで、アマミノクロウサギ、ツシマヤマネコ、北限のブナ林などを守る「生きものトラスト」に取り組んでいます。

近年力を入れているのは、奄美大島でのアマミノクロウサギ・トラストです。島の8割を占める森のうち国有林はたったの6％で、多くは民有林となっていることから、貴重な森が乱開発されるのを防ぐため、これまで3か所の森を取得しました。その購入資金は、キャンペーンを通じて全国から寄せられた、個人や企業の皆様からの寄付金です。奄美大島の世界自然遺産登録にも大いに貢献できた取組です。

公益社団法人
日本ナショナル・トラスト協会
The Association of National Trusts in Japan
〒171-0021 東京都豊島区西池袋2-30-20 音羽ビル
tel.03-5979-8031　fax.03-5979-8032
協会の活動はウェブサイトやFacebookで情報発信しています。

ウェブサイト　facebook

2022年(令和4年)3月　発行

信託で守る
ナショナル・トラスト

信託とは、英語で”トラスト”――
三井住友信託銀行では
信託を通じ、トラスト地の購入を支援しています。
これからも様々な側面からナショナル・トラスト活動を支援します。

サステナビリティレポート2020/2021、2021/2022（自然資本編）では、
自然資本を守る事例としてナショナル・トラスト活動を取り上げています。

私たちの生活と経済は、多様な生物とそれを育む水、土壌、大気などの
「自然資本」とそれが生み出す生態系サービスの上に成り立っています。
自然資本を構成する自然資源を賢く活用し続けることは、環境保全だけでなく
社会の基盤を固め、経済の発展を持続可能なものにします。

三井住友信託銀行
SUMITOMO MITSUI TRUST BANK

2050 CO2 ZERO

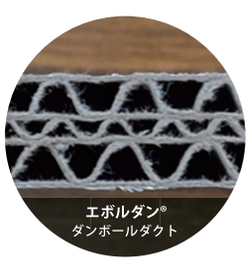

ライフサイクルCO_2ゼロへ。竹中工務店が描く設計図。

人類が誕生して約3万年。産業革命以降、わずか200年ほどの間に地球環境にもたらした変化は、気候変動や生物多様性の喪失という重大な危機を招いており、脱炭素社会に向けた取り組みがすべての人々に求められています。

私たち竹中工務店は、カーボンニュートラルな社会を加速させるためには、建物をライフサイクル全体で捉えることが大切であると考えます。建築時だけではなく、資材の選定や製造時、省エネ・再エネを図る建物の運用時、解体や廃棄時などにおいて、建物に関わるステークホルダーの皆様と協調を図りながら、様々な環境への取り組みを積極的に推進していきます。

「環境と調和する空間創造に努め社会の持続的発展に貢献する」竹中工務店は、この環境方針のもと、2050年までにCO_2を100%削減することを目標に、だれもが健康・快適で豊かに暮らせる社会の実現を目指します。

想いをかたちに 未来へつなぐ

TAKENAKA

株式会社 竹中工務店
〒541-0053 大阪市中央区本町4-1-13 Tel.06-6252-1201
〒136-0075 東京都江東区新砂1-1-1 Tel.03-6810-5000

もっと詳しく知りたい方はこちらへ